

業庫第2号(例)

2023年2月10日

代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

支出官事務規程(昭和22年大蔵省令第94号)第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率の改定に伴い、標記規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2023年4月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

○ 国庫送金編 特殊1 2. の注意事項 (右ページ) ④を横線のとおり改める。

④ 「所定の外貨の種類」(送金を要する外貨とし得る外貨の種類) および「所定の換算率」(外貨額から邦貨額を算出する場合の換算率) は、次表に掲げるとおり (令和4.5年4月1日から適用)。

| | | |
|--------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 1. アメリカ合衆国通貨 | 1 ドルにつき本邦通貨 | 108 <u>137</u> 円 |
| 2. 英国通貨 | 1 スターリング・ポンドにつき本邦通貨 | 147 <u>163</u> 円 |
| 3. 欧州経済通貨統合参加国通貨 | 1 ユーロにつき本邦通貨 | 128 <u>140</u> 円 |
| 4. オーストラリア通貨 | 1 オーストラリア・ドルにつき本邦通貨 | 81 <u>94</u> 円 |
| 5. カナダ通貨 | 1 カナダ・ドルにつき本邦通貨 | 85 <u>105</u> 円 |
| 6. シンガポール通貨 | 1 シンガポール・ドルにつき本邦通貨 | 80 <u>98</u> 円 |
| 7. スイス通貨 | 1 スイス・フランにつき本邦通貨 | 118 <u>141</u> 円 |
| 8. スウェーデン通貨 | 1 スウェーデン・クローネにつき本邦通貨 | 13 円 |
| 9. タイ通貨 | 100 バーツにつき本邦通貨 | 344 <u>381</u> 円 |
| 10. 中華人民共和国 (香港特別行政区) 通貨 | 1 香港・ドルにつき本邦通貨 | 14 <u>18</u> 円 |
| 11. デンマーク通貨 | 1 デンマーク・クローネにつき本邦通貨 | 17 <u>19</u> 円 |
| 12. ノルウェー通貨 | 1 ノルウェー・クローネにつき本邦通貨 | 12 <u>14</u> 円 |
| 13. ロシア通貨 | 100 ルーブルにつき本邦通貨 | 144 <u>227</u> 円 |
| 14. アラブ首長国連邦通貨 | 1 ディルハムにつき本邦通貨 | 29 <u>37</u> 円 |
| 15. チェコ通貨 | 100 コルナにつき本邦通貨 | 495 <u>569</u> 円 |
| 16. ニュージーランド通貨 | 1 ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨 | 76 <u>84</u> 円 |
| 17. サウジアラビア通貨 | 1 リヤールにつき本邦通貨 | 29 <u>37</u> 円 |
| 18. インド通貨 | 100 ルピーにつき本邦通貨 | 146 <u>173</u> 円 |